

別紙

料金表

(目的)

第1条 この料金表は、別に定める「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程」(以下「規程」という。)に基づきハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施するこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務の適合審査料金(以下「適合審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 規程第11条に規定する適合審査料金は、別表に掲げるとおりとする。

(適合審査料金の納入)

第3条 依頼者等は、適合審査料金を「こどもみらい住宅支援事業住宅証明書発行業務約款」(以下「約款」という。)

第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は依頼者等の負担とする。

(適合審査料金を減額するための要件)

第4条 適合審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (2) 依頼者等が年間開発の全てをハウスプラスに依頼する旨の年間契約を行うとき。
- (3) ハウスプラスが定める戸数以上の依頼が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (4) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に依頼を行ったとき。
- (5) その他ハウスプラスが認めるとき。

(適合審査料金を増額するための要件)

第5条 適合審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 依頼者等の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 約款第7条第2項に基づき依頼者等が別件として依頼した場合を除き、証明書が交付される前に当初の依頼内容から対象住宅の計画に変更があったとき。
- (3) 別表に定める適合審査料金に含まれない業務を実施しなければ、適合審査が行えないとハウスプラスが判断したとき。

(その他の料金)

第6条 ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

(附則) この料金表は2022年3月1日より施行する

別表 適合審査料金

1. 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入 【新規・変更】

1) 一戸建ての住宅 / 共同住宅等の個別依頼 (1戸)

<税込>

適合審査のタイプ		料金
A	通常適合審査	35,200 円
B	断熱等性能等級4以上の ハウスプラス評価書等を活用して行う適合審査	14,300 円
C	一次エネルギー消費量等級4以上の ハウスプラス評価書等を活用して行う適合審査	8,800 円

2) 長屋タイプ (※1)

<税込>

適合審査のタイプ		2戸	3・4戸	5・6戸	7・8戸	9・10戸
		ア	イ	ウ	エ	オ
D	通常適合審査	70,400 円	105,600 円	116,600 円	127,600 円	138,600 円
E	断熱等性能等級4以上の ハウスプラス評価書等を活用して 行う適合審査	28,600 円	57,200 円	70,400 円	77,000 円	94,600 円
F	一次エネルギー消費量等級4以上の ハウスプラス評価書等を活用して 行う適合審査	17,600 円	35,200 円	52,800 円	70,400 円	88,000 円

※1 この別表の「長屋タイプ」は2～10戸までの住戸数のものを指します。建築基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅（ハウスプラスが認める場合に限り）においては、長屋タイプとして扱うことができます。

3) 共同住宅等（上記1）の個別依頼（1戸）、上記2）の長屋タイプを除く。）

適合審査料金については、お見積りとさせていただきます。

2. その他の料金

・ 取下げ手数料

<税込>

	受取りのみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (全額ご返金)	一律 5,500 円	適合審査料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

・ 再発行手数料

<税込>

	再発行
証明書 再発行手数料	5,500 円/枚